

第9回 川間台自治会・自主防災会役員会議録

日 時：令和7年3月2日（日曜日） 9:30～12:00

出席者：矢野会長、吉田、間宮（総務）、田中、栗原（文化）、水野、馬場、安保（防犯）、興津、佐藤（環境衛生）、尾内、田口（福祉厚生）、松野、須田（自主防災） 以上（3人欠席）

※今回の会議資料は枚数がかなり多いため添付を割愛します。閲覧をご希望の方は、会長またはお近くの役員までご連絡ください。

議事及び連絡事項

＜議 事＞

- 1 令和6年度川間台自治会総会資料について
 - 第一号議案 令和6年度事業報告、 ○第二号議案 令和6年度会計報告
 - 第三号議案 令和7年度事業計画(案)、○第四号議案 令和7年度予算(案)
 - 第五号議案 自治会総則改訂(案)
 - 令和7年度自治会／自主防災会運営体制(案)
- 2 令和7年度「班長の仕事」案協議
- 3 「川間台自治会のご案内」について
- 4 監視カメラ設置案について

＜連絡・意見交換＞

- 1 ごみ集積所係争事例について
- 2 総会準備に関する今後の予定について
- 3 その他

＜議 事＞

1 平成6年度川間台自治会総会資料について

第一号議案「令和6年度事業報告」、第二号議案「令和6年度会計報告／監査報告」、第三号議案「令和7年度事業計画(案)」、第四号議案「令和7年度予算(案)」については、1月11日開催の第7回役員会において一度承認されているため再度確認という形を取り、とくに質問・意見のある件について検討した。

【第一号～第三号議案】

とくに、質問、意見なし

→ 原案どおりとする。

【第四号議案】

○令和7年度の予算案について

意見 A：令和7年度予算案では、積立金が一切計上されていない。2月の役員会での会計マニュアルの説明の中で、集会所維持積立基金、備品積立基金、集会所維持積立基金の通帳は「凍結」するとの説明があったが、これを聞き流していた。これは計上しないことを意味していた。これまで行っていた3つの積立金を計上しないということであれば、ここで改めて、せめて、集会所維持積立基金だけでもその継続の必要性について皆さんで確認したい。私は必要と考える。

会長：以前は、世帯数も多く予算策定に余裕があったと思われるが、昨今余裕がないので、昨年より積み立てを行っていない。皆さんのご意見を。

意見 B：できれば積立は必要であるが、余裕がなければ仕方がない。

意見 A：この予算案項目を見て、積立金との重要性を比較していただきたい。

会長：この場ではすぐに意見が出ないようなので、次年度はこのまま積立金の計上は無しとして、次の予算策定までの懸案事項としてはどうか？

賛成多数

⇒ 次年度は原案のとおりとし、令和8年度予算案で再検討する。

【第五号議案】

○総則第11条の「本会に次の会議を置く」の(4)項「班会議（班コミュニケーション会議）」について

意見 A：この(4)に「班会議」と「班コミュニケーション」を併記するのは違和感がある。通常の班会議と班コミュニケーション会議は、自治会からの補助金が出る・出ないという違いがある。また、内容の違いもある。「班コミュニケーション」は別に扱うべきと考え、この語は削除すべきと思うが如何か。

質問 A：「班会議」と「班コミュニケーション会議」の具体的な違いは何か？

会長：「班コミュニケーション会議」は、親睦促進のために補助金制度を設けたので、内容は自由である。いわゆる飲み会も範囲内である。

意見 B：補助金の出る、出ない点で紛らわしいのではないか。班長が、「次回、会議を行います」と言ったとき、それは、補助金が出るのかどうか、班員にはわかりにくい。今の会長の説明通り内容が自由とすれば、年度で初めての集まり（会議）の場合、班長は、その内容如何にかかわらず、補助金を申請することができる事になる。

意見 C：確かに、一般に「会議」は議案と決議を要するもので、「コミュニケーション

「会議」は、通常、「コミュニケーション会」と言っており、必ずしも議案と決議を伴わない。いわゆる「会議」とは異なる。

会長：では、第11条（4）「班会議（班コミュニケーション会議）」の「(班コミュニケーション)」は削除し、「(4)班会議」とする。

⇒ 第11条（4）「班会議（班コミュニケーション会議）」⇒「(4)班会議」とする。

【7年度自治会／自主防災会運営体制(案)について】

○令和7年度役員／班長等一覧表について

会長より、次年度の役員体制として、新たに加わっていただく役員と各チーム(部)の編成について以下の通り確認があった。

(敬称略)

総務チームへ加入 → 5A班 田中朋和（新規役員）

会計チームへ加入 → 1班 斎藤（新規役員）

6A班 尾内典子（福祉厚生との兼務）

防犯チームへ加入 → 6A班 草間 保（新規役員、防犯連絡所兼務）

文化チームへ加入 → 7班 松野文雄（自主防災会副会長兼務）

7班 須田隆蔵（ 〃 ）

とくに、質問、意見なし

⇒ 原案通りとする。

2 令和7年度「班長の仕事」案協議について

初めに、会長よりこの冊子について以下のような説明、続いて質疑があった。

会長：この冊子は、初めての班長でも仕事がわかり易いように、例年、5月の班長会議で配付するものである。内容は、1.市報の配付と回覧、2.班内の弔事に関する対応、3.自治会費/ごみ・資源集積所利用料（維持管理費）の集金、4.班内世帯数/高齢者調査、5.集会場の清掃、6.自治会行事への協力とコミュニケーション開催、7.新規会員のお誘い、8.ごみ/資源集積所管理者、9.班長一覧、10.自主防災委員 というものである。これについて、ご質問、ご意見があればお願ひしたい。

意見A：改めて一覧を見ると、ずいぶん班長の仕事が多いようだ。ある意味で、役員より大変な感じがする。例えば、集会所清掃など、何か、他で分担できるものはないだろうか？

意見B：確かに、班長の仕事を分散する検討は必要。しかし、集会所の清掃については、うちの班は班長だけが担うのではなく、班員と一体となって行っており、

終了後には交流の場となり懇親のために有意義な時間を過ごしている。

意見 C：班長の仕事が多すぎるということは、私も昨年から主張してきたところである。これでも、毎月の班長会議がなくなった分、仕事は減ったと思う。あとは、ごみ集積所の管理責任者について、前回の会議でも述べたがこれは班長ではなく、利用者が行うことにした方が良いと思う。前回、規定のとおり、班長がいる集積所は班長が担うように確認されたが、非会員も利用者なので管理責任者の輪番に入れるべきと思う。また、この規定によると、他班に設置の集積所を利用している班長は、管理責任者としての当番がないことになり、不公平となる。

意見 D：次年度は、先ほどのごみ集積所の管理責任者に関する規定の見直しも含め、これらの班長の仕事を他で分担できるような方策を考えることも一つの課題としては如何か？

会長：それでよろしいか？

賛成多數

⇒ 次年度の課題として、班長の仕事の軽減方法を検討し、その一つとして、ごみ集積所の管理責任者に関する規定の見直しを行うことに決定した。

3 「川間台自治会のご案内」について

初めに、会長から、新規に川間台自治会の区域内に転入した世帯・事業所への配付文書「川間台自治会のご案内」について説明があった。

会長：これは班長に配付し、新規転入者への加入促進に向けて活用してもらう案内書である。内容は、(1) 川間台自治会区域 (2) 会員世帯数 (3) 主な自治会活動内容 (4) 自治会/自主防災会組織と運営 (5) 会費 (6) ごみステーションと資源集積所 (7) 自主防災活動 (8) 情報発信 (9) 野田市からの自治会加入依頼書 (10) 会員加入登録用紙、脱退届 の構成となっている。質問、ご意見等あればお願ひしたい。

とくに、意見、質問なし

⇒ 原案どおり、班長会議で配付し、自治会加入世帯数の拡大に活用してもらう。

4 監視カメラ設置案について

初めに会長からこれについて提案と説明があった。

会長：去る2月9日13:30～15:00に、J-comによる防犯カメラ導入に関するプレゼンテーションを開催したので、議事録はホームページに掲載したが、今日は、集会所前のごみ集積所監視のためのその導入について賛否を問いたい。

質問 A：費用はどれくらいか？

会長：本来は、初期費用（設置）として 5,280 円、WI-FI レンタル・カメラレンタル費用として 8,338 円となる。ところが、今回の J-com の説明によると、J-com では防犯促進に力を入れているため、防犯協定を締結する自治会には、設置、維持費用について、契約は 1 年更新であるが、未来永劫無償とすると案内であった。SD カード使用、録画時間 360H でその後は上書き、撮影距離は 7m である。往来の通行人・車も撮影されてしまうだろうが、いわゆるプライバシー侵害については、これまで問題になっていないとのことであった。

質問 B：不要になった際の撤去費用は掛かるのか？

会長：未確認であるが、本来の初期費用同程度と思われる。後日確認しておく。

質問 C：他のごみ集積所への設置は可能か？

会長：J-com によれば、可能であるが無償となる設置対象は、集会所のみで、他の場所の場合、同程度の費用の他に、電源確保、WI-FI 機器設置のための場所の確保が必要とのこと。

質問 D：今後、他の違法廃棄が多発するゴミ集積所への防犯カメラの増設についても検討して欲しいが如何か？

会長：今回の設置の効果等を勘案して、可能な限り設置を検討したい。

質問 E：「協定書」の目的は？

会長：「地域安全のため、J-com と自治会で相互協力しあう」為の協定。

質問 F：防犯協定による本自治会のメリットは分かったが、J-com の要求はあるか？

会長：設置後、自治会の回覧版等でこの設置について周知してもらいたいとのこと。ざっくばらんに言えば、これにより、自治会員にも、その有効性を見てもらい、会員自宅にも設置願えることを期待しているようだ。他に如何か？

他に質問・意見なし

⇒ 集会所に防犯カメラを設置することが可決された。

<連絡・意見交換>

1 ごみ集積所係争事例について

会長より、「ごみ集積所トラブル事例」について情報提供があり、これについて、本自治会の状況と比較しながら、現状を改善するための方策について意見交換がなされた。

2 総会準備に関する今後の予定について

- ・会計監査日→4月4日
- ・総会資料印刷→4月5日
- ・総会資料製本→4月6日（役員会）・各戸資料配付（市報と一緒に）→4月13日
- ・総会当日→4月20日

3 その他

環境美化委員より、「行政財産使用許可証」の申請について質問があった。

委 員：今年度、環境美化委員であり管理責任者でもある立場として、私が防火水槽上にごみ集積所を設置した際に、市役所にて「行政財産使用許可証」を取得している。次年度もこの申請が必要と思われるが、当方は、係ではなくなるので誰に引き継ぐのか確認したい。

会 長：今年度はご苦労様でした。今後について、担当者を早急に決めて引継げるようしたい。

以上